

第二級アマチュア無線技士「法規」試験問題

25問 2時間

A - 1 次の記述は、アマチュア局の免許について電波法の規定に沿って述べたものである。□内に入れるべき字句の正しい組合せを下の番号から選べ。ただし、□内の同じ記号は、同じ字句を示す。

次のいずれかに該当する者には、アマチュア局の免許を与えないことができる。

電波法又は放送法に規定する罪を犯し □ A □ に処せられ、その執行を終わり、又はその執行を受けることがなくなった日から □ B □ を経過しない者
無線局の □ C □ から □ B □ を経過しない者

| A | B | C |
|----------|----|-----------------------|
| 1 罰金以上の刑 | 3年 | 運用の停止の命令を受け、その命令の解除の日 |
| 2 罰金以上の刑 | 2年 | 免許の取消しを受け、その取消しの日 |
| 3 懲役 | 3年 | 免許の取消しを受け、その取消しの日 |
| 4 懲役 | 2年 | 運用の停止の命令を受け、その命令の解除の日 |

A - 2 無線局の予備免許を受けた者は、総務省令で定める工事設計の軽微な事項について変更を行う場合、どうしなければならないか、電波法の規定により正しいものを下の番号から選べ。

- 1 変更した後、遅滞なくその旨を届け出なければならない。
- 2 あらかじめ許可を受けなければならない。
- 3 あらかじめ届け出なければならない。
- 4 変更した旨を工事落成後の検査の際に申し出なければならない。

A - 3 免許人は、免許状に記載した事項に変更を生じたときは、その免許状についてどの措置をとらなければならないか、電波法の規定により正しいものを下の番号から選べ。

- 1 免許人が訂正し、再免許の申請の際にその旨申し出なければならない。
- 2 免許状を総務大臣に提出し、訂正を受けなければならない。
- 3 免許人が訂正し、必要な書類を添えて総務大臣に報告しなければならない。
- 4 指定事項以外の記載事項に変更を生じた場合は、免許人が訂正し、その旨総務大臣に報告しなければならない。

A - 4 無線局の免許がその効力を失ったときは、免許人であった者は、その免許状をどうしなければならないか、電波法の規定により正しいものを下の番号から選べ。

- 1 無線局の免許申請書の添付書類の写しとともに2年間保存しておかななければならない。
- 2 無線従事者免許証とともに1年間保存しておかななければならない。
- 3 3箇月以内に返納しなければならない。
- 4 1箇月以内に返納しなければならない。
- 5 速やかに廃棄しなければならない。

A - 5 次の記述は、430MHzを超え440MHz以下の周波数の電波を使用するアマチュア局の送信設備（基本周波数の平均電力が1ワット以下のもの及び多重通信路のものを除く。）のスプリアス発射の強度の許容値について無線設備規則の規定に沿って述べたものである。

□内に入れるべき字句の正しい組合せを下の番号から選べ。

給電線に供給される周波数ごとのスプリアス発射の平均電力が基本周波数の平均電力より □ A □ 低く、かつ、□ B □ 以下である値を許容値とする。

| A | B |
|-----------|-------------|
| 1 40 デシベル | 20 ミリワット |
| 2 60 デシベル | 10 ミリワット |
| 3 60 デシベル | 1 ミリワット |
| 4 70 デシベル | 1 ミリワット |
| 5 70 デシベル | 100 マイクロワット |

A - 6 次の記述は、電波の強度に対する安全施設について電波法施行規則の規定に沿って述べたものである。□内に入れるべき字句の正しい組合せを下の番号から選べ。

無線設備には、当該無線設備から発射される電波の強度（電界強度、磁界強度及び電力束密度をいう。以下同じ。）が別表第2号の3の2に定める値を超える場所（人が通常、集合し、通行し、その他出入りする場所に限る。）に取扱者のほか容易に出入りすることができないように、施設をしなければならない。ただし、次に掲げる無線局の無線設備については、この限りでない。

- (1) 平均電力が □ A □ の無線局の無線設備
- (2) □ B □ の無線設備
- (3) 地震、台風、洪水、津波、雪害、火災、暴動その他非常の事態が発生し、又は発生するおそれがある場合において、臨時に開設する無線局の無線設備
- (4) (1)から(3)までに掲げるもののほか、この規定を適用することが不合理であるものとして総務大臣が別に告示する無線局の無線設備の電波の強度の算出方法及び測定方法については、総務大臣が別に告示する。

| A | B |
|--------------|---------|
| 1 20 ミリワット以下 | 移動する無線局 |
| 2 20 ミリワット以下 | アマチュア局 |
| 3 50 ミリワット以下 | 移動する無線局 |
| 4 50 ミリワット以下 | アマチュア局 |

A - 7 次の表は、上欄に電波の型式を、下欄にその電波の型式を使用するアマチュア局の発射電波に許容されるそれぞれの占有周波数帯幅の値を、無線設備規則の規定に沿って掲げたものである。□内に入れるべき字句の正しい組合せを下の番号から選べ

| 電波の型式 | A1A | A2A、A2B、A2D | J3E | F1B、F1D | F2A、F2B、F2D |
|-------------|--------|-------------|-----------|-----------|-------------|
| 占有周波数帯幅の許容値 | 0.5kHz | 2.5kHz | □ A □ kHz | □ B □ kHz | 3kHz |

| | A | B |
|---|---|-----|
| 1 | 1 | 0.5 |
| 2 | 2 | 1 |
| 3 | 3 | 2 |
| 4 | 6 | 3 |

A - 8 次に掲げるもののうち、空中線の指向特性を定める事項として、無線設備規則に規定されていないものを下の番号から選べ。

- 1 主輻射方向及び副輻射方向
- 2 空中線を設置する位置の近傍にあるものであって電波の伝わる方向を乱すもの
- 3 給電線よりの輻射
- 4 垂直面の主輻射の角度の幅

A - 9 次の記述は、アマチュア業務のモールス無線通信において、海上移動業務の規定をできる限り準用することとされている呼出しの反復及び再開について、無線局運用規則の規定に沿って述べたものである。□内に入れるべき字句の正しい組合せを下の番号から選べ。

呼出しは、□ A □ 以上の間隔において □ B □ 反復することができる。呼出しを反復しても応答がないときは、少なくとも □ C □ の間隔をおかなければ、呼出しを再開してはならない。

| | A | B | C |
|---|------|----|------|
| 1 | 2分間 | 3回 | 30秒間 |
| 2 | 2分間 | 2回 | 1分間 |
| 3 | 1分間 | 3回 | 3分間 |
| 4 | 1分間 | 2回 | 3分間 |
| 5 | 30秒間 | 3回 | 2分間 |

A - 10 次の記述は、無線局の目的外使用の禁止等について電波法の規定に沿って述べたものである。□内に入れるべき字句の正しい組合せを下の番号から選べ。

無線局は、免許状に記載された目的又は□Aの範囲を超えて運用してはならない。ただし、次に掲げる通信については、この限りでない。

- (1) 遭難通信 (2) 緊急通信 (3) 安全通信 (4) 非常通信 (5) 放送の受信
(6) その他総務省令で定める通信

無線局を運用する場合には、無線設備の設置場所、識別信号、□Bは、免許状に記載されたところによらなければならない。ただし、遭難通信については、この限りでない。

無線局を運用する場合には、空中線電力は、次に定めるところによらなければならない。ただし、遭難通信については、この限りでない。

- (1) 免許状に記載されたものの範囲内であること。
(2) 通信を行うため□Cであること。

無線局は、免許状に記載された運用許容時間内でなければ、運用してはならない。ただし、□Dに掲げる通信を行う場合及び総務省令で定める場合は、この限りでない。

| A | B | C | D |
|------------------|-------------------|---------|-------------|
| 1 通信の相手方若しくは通信事項 | 空中線の型式、電波の型式及び周波数 | 十分なもの | の(1)から(4)まで |
| 2 通信の相手方若しくは通信事項 | 電波の型式及び周波数 | 必要最小のもの | の(1)から(6)まで |
| 3 通信事項 | 空中線の型式、電波の型式及び周波数 | 必要最小のもの | の(1)から(4)まで |
| 4 通信事項 | 電波の型式及び周波数 | 十分なもの | の(1)から(6)まで |

A - 11 アマチュア局が空中線電力 50 ワット以下のモールス無線電信を使用して応答を行う場合において、確実に連絡の設定ができると認められるとき、無線局運用規則の応答の簡易化に関する規定により、応答事項のうち省略することができるものを下の番号から選べ。

- 1 相手局の呼出符号 3回以下 DE 1回
2 相手局の呼出符号 3回以下
3 自局の呼出符号 1回
4 DE 1回 自局の呼出符号 1回

A - 12 次の記述は、罰則に関する電波法の規定について述べたものである。□内に入れるべき字句の正しい組合せを下の番号から選べ。

□Aの用に供する無線局の無線設備又は人命若しくは財産の保護、治安の維持、気象業務、電気事業に係る電気の供給の業務若しくは□Bの用に供する無線設備を損壊し、又はこれに物品を接触し、その他その無線設備の機能に障害を与えて□Cは、5年以下の懲役又は250万円以下の罰金に処する。

| A | B | C |
|-----------------|-----------------|----------------|
| 1 電気通信業務 | ガス事業に係るガスの供給の業務 | 無線通信を妨害した者 |
| 2 電気通信業務 | 鉄道事業に係る列車の運行の業務 | 業務の運行を妨害した者 |
| 3 電気通信業務又は放送の業務 | ガス事業に係るガスの供給の業務 | 無線局の運用に支障を与えた者 |
| 4 電気通信業務又は放送の業務 | 鉄道事業に係る列車の運行の業務 | 無線通信を妨害した者 |

A - 13 次の記述は、総務大臣が行う行政処分について電波法の規定に沿って述べたものである。□内に入れるべき字句の正しい組合せを下の番号から選べ。

総務大臣は、免許人が電波法、放送法若しくはこれらの法律に基づく命令又はこれらに基づく処分に違反したときは、□A以内の期間を定めて□Bの停止を命じ、又は期間を定めて運用許容時間、□C若しくは空中線電力を制限することができる。

| A | B | C |
|-------|--------|-----------|
| 1 1箇月 | 電波の発射 | 周波数 |
| 2 1箇月 | 無線局の運用 | 電波の型式、周波数 |
| 3 3箇月 | 電波の発射 | 電波の型式、周波数 |
| 4 3箇月 | 無線局の運用 | 周波数 |
| 5 6箇月 | 無線局の運用 | 電波の型式、周波数 |

A - 14 次の記述は、総務大臣への報告について電波法の規定に沿って述べたものである。□内に入れるべき字句の正しい組合せを下の番号から選べ。

無線局の免許人は、次に掲げる場合は、総務省令で定める手続により、総務大臣に報告しなければならない。

- (1) 遭難通信、緊急通信、安全通信又は □ A □ を行ったとき。
- (2) 電波法又は □ B □ の規定に違反して運用した無線局を認めたとき。
- (3) 無線局が外国において、あらかじめ総務大臣が告示した以外の運用の制限をされたとき。

| A | B |
|-------------------------|-----------|
| 1 非常通信 | 電波法に基づく命令 |
| 2 非常通信 | 電気通信事業法 |
| 3 無線機器の試験又は調整をするために行う通信 | 電波法に基づく命令 |
| 4 無線機器の試験又は調整をするために行う通信 | 電気通信事業法 |

A - 15 次の記述は、免許人が備え付けておかなければならない書類について電波法施行規則の規定に沿って述べたものである。□内に入れるべき字句の正しい組合せを下の番号から選べ。

移動するアマチュア局（人工衛星に開設するものを除く。）にあつては、その無線設備の常置場所に □ A □ を備え付け、かつ、総務大臣が別に告示するところにより、その送信装置のある場所に総合通信局長（沖縄総合通信事務所長を含む。）が □ B □ を備え付けなければならない。

| A | B |
|----------|-----------------|
| 1 免許状の写し | 発給する証票の写し |
| 2 免許状の写し | 発給する証票 |
| 3 証票 | 発給する免許状 |
| 4 免許状 | 証明する無線局の現状を示す書類 |
| 5 免許状 | 発給する証票 |

A - 16 次に掲げるもののうち、無線従事者がその免許証を返納しなければならない場合を無線従事者規則の規定に照らし下の番号から選べ。

- 1 無線従事者の免許を受けてから5年を経過したとき。
- 2 無線設備の操作を5年以上行わなかったとき。
- 3 住所を変更したとき。
- 4 無線従事者の業務に従事することについて停止の処分を受けたとき。
- 5 無線従事者の免許の取消しの処分を受けたとき。

A - 17 次の記述は、電気通信の秘密に関する国際電気通信連合憲章の規定について述べたものである。□内に入れるべき字句の正しい組合せを下の番号から選べ。

構成国は、□ A □ の秘密を確保するため、使用される電気通信のシステムに適合する □ B □ 措置をとることを約束する。

| A | B |
|--------|----------|
| 1 国際通信 | 技術的に可能な |
| 2 国際通信 | すべての可能な |
| 3 公衆通信 | できる限り有効な |
| 4 公衆通信 | 実行可能な |

A - 18 国際電気通信連合憲章に規定する無線通信規則の周波数分配表において第三地域のアマチュア業務に分配されている周波数帯を下の番号から選べ。

- 1 3,200kHz ~ 3,230kHz
- 2 3,230kHz ~ 3,400kHz
- 3 3,500kHz ~ 3,900kHz
- 4 3,900kHz ~ 3,950kHz
- 5 3,960kHz ~ 4,000kHz

A - 19 次の記述は、混信に対する措置に関する国際電気通信連合憲章に規定する無線通信規則の規定について述べたものである。□内に入れるべき字句の正しい組合せを下の番号から選べ。

送信局は、□ A □ を満足に行うため □ B □ 電力で輻射する。

- | A | B |
|---------|---------|
| 1 混信対策 | 必要な最小限の |
| 2 信号の識別 | 必要かつ十分な |
| 3 信号の識別 | 必要な最小限の |
| 4 業務 | 必要かつ十分な |
| 5 業務 | 必要な最小限の |

A - 20 次の記述は、許可書について国際電気通信連合憲章に規定する無線通信規則の規定に沿って述べたものである。□内に入れるべき字句の正しい組合せを下の番号から選べ。

送信局は、その属する国の政府が適当な様式で、かつ、無線通信規則に従って発給する許可書がなければ、個人又はいかなる団体においても、□ A □ ことができない。ただし、無線通信規則に定める例外を除く。

許可書を有する者は、憲章及び条約の関連規定に従い、□ B □ を守ることを要する。更に許可書には、局が受信機を有する場合には、受信することを許可された無線通信以外の通信の傍受を禁止すること及びこのような通信を偶然に受信した場合には、これを再生し、第三者に通知し、又はいかなる目的にも使用してはならず、その存在さえも漏らしてはならないことを明示又は参照の方法により記載していなければならない。

- | A | B |
|--------------|-----------|
| 1 設置し、又は運用する | 電気通信の秘密 |
| 2 設置し、又は運用する | 無線通信規則の規定 |
| 3 運用する | 電気通信の秘密 |
| 4 運用する | 無線通信規則の規定 |

B - 1 次の記述は、電波法に定める定義を掲げたものである。□内に入れるべき字句を下の番号から選べ。

「電波」とは、□ ア □ 以下の周波数の電磁波をいう。

「無線電信」とは、電波を利用して、□ イ □ を送り、又は受けるための通信設備をいう。

「無線電話」とは、電波を利用して、音声その他の音響を送り、又は受けるための通信設備をいう。

「無線設備」とは、無線電信、無線電話その他電波を送り、又は受けるための □ ウ □ をいう。

「無線局」とは、無線設備及び無線設備の操作を行う者の総体をいう。ただし、□ エ □ のみを目的とするものを含まない。

「無線従事者」とは、無線設備の □ オ □ を行う者であって、総務大臣の免許を受けたものをいう。

- | | | | | |
|------------|----------------|--------|------|--------------|
| 1 操作又はその監督 | 2 3,000 万メガヘルツ | 3 通信設備 | 4 受信 | 5 300 万メガヘルツ |
| 6 モールス符号 | 7 電氣的設備 | 8 操作 | 9 中継 | 10 符号 |

B - 2 次の記述は、「占有周波数帯幅」及び「必要周波数帯幅」の定義について電波法施行規則の規定に沿って述べたものである。□内に入れるべき字句を下の番号から選べ。

「占有周波数帯幅」とは、その上限の □ ア □ 輻射され、及びその下限の □ イ □ 輻射される平均電力がそれぞれ与えられた発射によって輻射される全平均電力の □ ウ □ に等しい上限及び下限の周波数帯幅をいう。

「必要周波数帯幅」とは、与えられた発射の種別について、特定の条件のもとにおいて、使用される方式に必要な □ エ □ 情報の伝送を確保するために十分な占有周波数帯幅の □ オ □ をいう。

- | | | | | |
|-------------|------------|--------------|-------------|-------|
| 1 周波数帯を超えて | 2 周波数帯において | 3 0.05 パーセント | 4 0.5 パーセント | 5 最大値 |
| 6 周波数未滿において | 7 周波数を超えて | 8 速度及び質で | 9 最小値 | 10 量の |

B - 3 次のアからオまでに掲げる無線電信通信に使用する略符号とその意義との組合せが無線局運用規則の規定に照らし対応しているものを1、対応していないものを2として解答せよ。

| | 略符号 | 意義 |
|---|-------|-----------------------|
| ア | B K | 送信の待機を要求する符号 |
| イ | C L | こちらは、閉局します。 |
| ウ | N O | 今 |
| エ | Q R T | 送信を中止してください。 |
| オ | Q S B | そちらの信号には、フェージングがあります。 |

B - 4 次の記述は、周波数等の指定の変更等に関する電波法の規定について述べたものである。□内に入れるべき字句を下の番号から選べ。

総務大臣は、□ア□ 必要があるときは、当該無線局の□イ□ に支障を及ぼさない範囲内に限り、無線局の□ウ□ の指定を変更し、又は□エ□ の無線設備の□オ□ を命ずることができる。

- | | | | |
|---------------|-----------------|--------------|----------------|
| 1 運用 | 2 無線局 | 3 目的の遂行 | 4 人工衛星局 |
| 5 変更の工事 | 6 設置場所の変更 | 7 混信の除去その他特に | 8 電波の型式若しくは周波数 |
| 9 電波の規整その他公益上 | 10 周波数若しくは空中線電力 | | |

B - 5 次に掲げるもののうち、国際電気通信連合憲章に規定する無線通信規則の規定に照らしアマチュア局が禁止されている伝送を1、禁止されていない伝送を2として解答せよ。

- ア 虚偽の又は紛らわしい信号の伝送
- イ 過剰な信号の伝送
- ウ 普通語による伝送
- エ 不要な伝送
- オ 暗語による伝送